

蒲郡市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者に対し、当該自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入する経費の一部を補助することにより、自転車を利用する者のヘルメットの着用を促進し、自転車乗用中の交通事故被害を軽減し、もって、交通安全対策の推進に寄与するために、予算の範囲内において交付する蒲郡市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造された新品のもので、次のいずれかの安全基準の認証を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ その他ア又はイに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) ヘルメット販売店舗 ヘルメットを販売する市内の店舗で、愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない店舗をいう。
- (3) 児童 市内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されている申請年度末までに0歳から18歳までの間の年齢となる者をいう。
- (4) 保護者 児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの又は児童の親族で、社会通念上、児童を保護する責任があるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 蒲郡市に住所を有する者
- (2) ヘルメット販売店舗で申請年度内にヘルメットを購入した者
- (3) 転売等を目的としてヘルメットを購入しない者
- (4) 愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) 次条第1項に規定する補助対象経費と同一の経費に対する他の補助金等の交付を受けていない者
- (6) 過去に補助金の交付を受けていない者
- (7) ヘルメット購入後に発生した交通事故について、本市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (8) 前各号の条件に反することが補助金交付後に判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承する者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額及びその限度額並びに補助対象経費は、次の表のとおりとする。

補助金の額	限度額	補助対象経費
補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	2,000円	ヘルメットの購入に要した費用のうち補助対象者（保護者）が支払った費用

- 2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 3 第1項に規定する補助金の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。
(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、申請年度の2月末日までに、蒲郡市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、当該申請書の提出期限を延長することができる。

- (1) ヘルメットの購入に要した費用の領収書等の写し（ヘルメット販売店舗が発行したものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助対象者が児童の場合は、その保護者を申請者とする。
- 3 第1項の規定による申請は先着順とし、市長は、申請された補助金の額が予算の範囲内を超える場合は、年度内であっても申請の受付をしないことができる。
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行わなければならぬ。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、蒲郡市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により前条の規定による申請をした者に通知しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに蒲郡市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金請求書（第3号様式）により、市長に対し、当該補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助額の返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

（補助金の経理）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(電子情報処理組織による手続きの特例)

第12条 市長は、この要綱に定める手続きについては、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。